会議録要旨

会　議　名	令和８年度第３回港区労働報酬等審議会
開 催 日 時	令和８年１０月１９日（金曜日） 午後１時３０分から午後２時４５分まで
開 催 場 所	区役所９階９１２会議室
委　　員	（出席者） 脇　奈穂子　委員 三平　和男　委員 権丈　英子　委員 柴田　光　　委員 沼口　剛　　委員 室園　孝明　委員 横田　英雄　委員 （欠席者）なし
事　務　局	総務部長、契約管財課長、区役所改革担当課長、契約係長、指定管理者連携推進担当係長、契約係員
その他出席者	なし
傍　聴　者	４名
会 議 次 第	１　開会 ２　議題 （１）令和９年度労働報酬下限額設の設定について （２）答申の記載内容について ３　その他 今後のスケジュールについて ４　閉会
配 付 資 料	資料１　工事請負契約における労働報酬下限額（令和９年度） 資料２　業務委託契約・指定管理協定における労働報酬下限額（令和９年度） 資料３　答申（案）

会議の結果及び主要な発言	
	開会
会　長	開会のあいさつ
事務局	配布資料の説明
	議題　１　令和９年度労働報酬下限額の設定について
会　長	次回に答申を行うことを踏まえ、審議会を円滑に進める観点からも、決定すべき事項ごとに審議を行いたい。その点を踏まえ、事務局から説明をしていただきたい。
事務局	（資料１「「①熟練労働者・一人親方」」について説明） まず、「熟練労働者・一人親方」については、東京都の公共工事設計労務単価において単価が設定されている職種を対象とし、東京都の公共工事設計労務単価に９２％を乗じ、その金額を８時間で除して、１時間当たりの労働報酬下限額を算出する案である。 前回の審議会において、委員から「なぜ 92％を乗じるのか」「なぜ 8 で除するのか」との意見があったことから、それぞれの考え方について説明する。 ９２％を乗じる理由について、港区が発注する工事請負契約では最低制限価格制度を導入している。最低制限価格制度とは、あらかじめ定めた最低制限価格を下回る入札を失格とし、それ以上の価格で入札した者のうち、最も低い価格の者を落札者とする制度である。 港区では、契約事務規則第３０条に基づき、工事・製造の請負について、予定価格の７５％から９２％の範囲で案件ごとに最低制限価格を設定している。制度の目的は、ダンピング受注の排除、工事の品質確保及び労働者の適正な賃金の確保である。 また、港区では令和２年４月から、最低制限価格の設定範囲を国・東京都と同じ７５％から９２％の範囲に引き上げるとともに、最低賃金水準額についても設計労務単価の９２％に引き上げ、労働者の賃金確保を図っている。 これらを踏まえ、労働報酬下限額についても設計労務単価をそのまま採用するのではなく、港区の工事契約における入札制度との整合性を考慮し、設計労務単価に９２％を乗じることとしたものである。 次に、８で除する理由について、東京都の公共工事設計労務単価は、１日当たりの所定労働時間８時間を前提とした金額として設定されている。このため、１時間当たりの労働報酬下限額を算出するため、設計労務単価に９２％を乗じた金額を８で除し、時間額に換算するものである。 算定例として、令和８年度の特殊作業員の設計労務単価は 1 日当たり 30,700 円であり、これに９２％を乗じると 28,244 円となる。さらに 8 時間で除すると 3,530.5 円となり、これを四捨五入することで、1 時間当たりの労働報酬下限額は 3,531 円となる。事務局からの説明は以上である。
会　長	事務局の説明を受けて、何か意見等はあるか。 （委員からの意見等なし）
会　長	特にご意見なければ、令和９年度の工事請負契約における労働報酬下限額の算定方式は、東京都の公共工事設計労務単価を基準とし、９２％を乗じて、８で除した金額を採用とする。

会　長	次に「見習い・手元等の労働者」について、事務局から説明していただきたい。
事務局	（資料１②「見習い・手元等の労働者」について説明） 前回の審議会では、算定の基準となる職種について、「普通作業員」を基準とする案についての意見があった。 事務局としては、「普通作業員」を基準とした場合、令和８年度の単価では、見習い・手元等の労働報酬下限額は１時間当たり 2,363 円となる。これは、軽作業員を基準として７０％を乗じた場合の 1,636 円と比較して７２７円、率にして約４４％の上昇となり、受注者への影響も大きいと考えられる。 見習い・手元等の労働者の処遇改善は重要である一方、制度導入の段階では、受注者への急激な負担増にも配慮する必要がある。このため、事務局としては、算定の基準となる職種は、当初案のとおり「軽作業員」とすることが適当ではないかと考える。 その上で、軽作業員の設計労務単価に乗じる率については、処遇改善の必要性と制度導入による受注者への影響の双方を考慮し、７０％、７５％及び８０％の３案を基本として審議いただくようお願いしたい。説明は以上である。
会　長	事務局の説明を受けて、何か意見等はあるか。
委　員	提示された３案の中であれば、８０％を乗じることが適切と考える。その場合の年収換算でも４００万前後になるため、他案より適切な水準と考える。
委　員	前回の審議会で提案された「普通作業員」ではなく、「軽作業員」を採用するということであれば、基準とする金額が違うと単価も変わることを踏まえ、８０％の水準が望ましいのではないか。
会　長	７０％を乗じるケースと８０％を乗じるケースを比較しても、２００円以上の差が生じる。この乖離について、何かしらの不利益は生じるか。
委　員	建設業の担い手不足を踏まえると、労働報酬下限額の設定に当たっては、担い手の確保・育成の観点を重視すべきである。公共工事設計労務単価を基礎とする考え方には異論はないが、上昇率や割合のみにとらわれることなく、東京都の考え方や公共工事の実態も踏まえながら、港区として先導的な取組や処遇改善につながる制度設計を検討していくべきである。また、補正係数の活用など、実質的な処遇改善につながる方策についても検討の余地がある。
委　員	建設業界の現状を考えると、できるだけ高い水準を考えたほうが良いのではと考える。
会　長	他にご意見等はあるか。 （委員からの意見等なし）
会　長	それでは、「見習い・手元等の労働者」の算定方式については、「軽作業員」を基準とし、当該基準額に８０％を乗じ、８で除した金額を採用する。
会　長	次に「単価が設定されていない職種」について、事務局から説明していただきたい。
事務局	（資料１③「単価が設定されていない職種」について説明） 東京都の公共工事設計労務単価では、年度によって単価が設定されない職種がある。こうした職種については、類似する職種の単価を準用する方法や、他の職種の平均上昇率を反映して算出する方法も考えられる。 一方で、職種ごとに作業内容や専門性が異なるため、これらの方法により単価を設定した場合、実際の賃金水準との乖離が生じるおそれがある。 このため、事務局としては、単価が設定されていない職種について、類似職種の単価や平均上昇率を用いて無理に単価を設定することはせず、実態との乖離を招かない取扱いとすることが適切かと考える。

会　長	単価設定を行わない場合、設定されていない職種の単価については、受注者の決めた金額で取り扱うという理解でよいか。
事務局	ご認識のとおりである。
委　員	事務局で類似職種について想定されているのではないのか。他区では、類似職種の設定は事務局で案を示していたと思う。
事務局	資料１の４ページに国が定める東京都の公共工事設計労務単価を記載している。設定されていない職種については、各自治体の判断になるが、資料を見ていただくとわかるとおり、職種によって昨年度からの上昇率は異なり、どの職種を参照するかで単価も大きく変わってくる。 港区で任意に設定し場合、本来の適切な金額と設定した金額に乖離が生じることになり、条例に基づき定めている以上、設定した労働報酬下限額が守られていない事業者に対し、契約解除や公表するといった権限を行使することになる。 国が調査を行った結果、単価設定できない職種に対し、適切な金額を設定できるか、当該単価が適切といえるか検討した結果、事務局としては、公表されていない職種の単価設定は適切ではないと判断した。
委　員	単価設定されない職種については、事業者側で任意に単価設定する。ということで理解した。事務局の考え方に賛成である。
会　長	他に意見はあるか。 （委員からの意見等なし）
会　長	他に意見がないようであれば、単価が設定されていない職種については、無理に個別設定をしないものとする。
会　長	次に、業務委託契約及び指定管理協定における労働報酬下限額について、事務局から説明をしていいただきたい。
事務局	（資料２について説明） 前回の審議会では、前年度の指標を使用する場合、次回以降も同様の取扱いが参酌の基準となりかねないため、慎重に検討すべきとの意見があった。 この意見を踏まえ、今回は、令和８年度の現行額に令和７年度の東京都最低賃金上昇率 5.42％を反映する事務局案と、令和８年の東京都における春闘賃上げ率 4.82％を反映する代替案を示した。 国や東京都における直近の賃金指標は、おおむね４％から５％台の上昇局面にあり、春闘賃上げ率についても、労使交渉を経た直近の民間賃金の動向を示す有力な指標の一つである。 事務局としては、適切な労働環境の確保に加え、公共サービスの品質及び担い手を確保するためには、東京都最低賃金を単に上回るだけでなく、一定程度高い水準を確保する必要があると考える。労働報酬下限額の引上げに当たっては、客観的に説明可能な根拠が必要であることから、現在の賃金上昇局面も踏まえ、前回の東京都最低賃金上昇率である 5.42％と同程度の引上げが適当であると考え、事務局案とした。 なお、前年度の指標を今後も継続的に用いる趣旨ではなく、今回は令和９年度の水準を検討するための参考指標の一つとして用いるものである。事務局からの説明は以上である。

委　員	事務局案（令和７年度の東京都最低賃金上昇率である 5.42％増）で進めていただきたいと考える。春闘の指標も挙げてもらっているが、保育士や看護師のような職種も踏まえると、担い手の確保の観点からも事務局案を採用したいと思う。
委　員	事務局案でよいかと考える。また、前回でもお伝えしている建築保全業務労務単価が設定されている職種の個別設定については、今後の検討事項として答申にも記載いただくようお願いしたい。
委　員	前回の審議会において、前年度の上昇率を採用する理由をしっかりと考えたほうが良いと伝えていたが、事務局の考えについて今回説明があったので、令和９年度の設定に当たっては、事務局案でよいかと考える。
会　長	それでは、令和９年度の業務委託契約及び指定管理協定の労働報酬下限額については、事務局で示した案（前回の東京都最低賃金上昇率である 5.42％増）を採用することとする。
会　長	それでは、最後に「区外所在施設の指定管理協定」について、事務局から説明をいただきたい。
事務局	区外所在施設の指定管理協定に係る労働報酬下限額について、前回から事務局案に変更はなく、当該施設が所在する都道府県の最低賃金法に規定する地域別最低賃金額に、東京都の最低賃金に対する指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の比率を乗じるものが適切と考える。これは、施設所在地の地域別最低賃金を基礎としつつ、港区の指定管理協定における労働報酬下限額の考え方を反映したものである。
委　員	区外における指定管理施設は箱根にあったと記憶しているが、他にもあるのか。 箱根地域においても賃金は急激に上昇しており、都内と遜色ない水準になっている。人材確保が非常に厳しく、相当程度の賃金を提示しなければ人が集まらない状況ではないかと感じている。
事務局	区外の指定管理施設は、「箱根ニコニコ高原学園」及び「大平台みなと荘」の２施設である。労働報酬下限額は労働者に支払うべき最低基準を定めるものであり、実際の賃金は各事業者の判断によりこれを上回ることができる。 また、指定管理者は価格のみで選定するものではなく、提案内容を総合的に評価して指定しているため、人材確保に必要な経費についても事業者の提案や区との協議の中で反映されるものと考えている。
会　長	ほかに区外の指定管理施設について、ご意見等はあるか。 （委員からの意見等なし）
会　長	それでは、区外の指定管理施設については、施設所在地の地域別最低賃金に、東京都最低賃金に対する港区の労働報酬下限額の比率を乗じて算定する。
会　長	今回決めた事項について、答申に内容を落とし込んでいく。全体を通して委員から意見等はあるか。
委　員	見習い・手元等の労働報酬下限額については、今回は「軽作業員」を基準としているが、昨今の情勢を踏まえれば、「普通作業員」を基準とした場合やＣＣＵＳとの連動についても改めて検討していく必要がある。処遇改善に向けた検討を継続していただきたい。

	今後のスケジュールについて
事務局	今後の審議会スケジュールに変更はない。第４回審議会は１１月１６日に開催し、答申内容を確定の上、区長へ答申を行う予定である。 本日決定された事項や付帯事項を踏まえた答申（案）について、改めて確認のご依頼をさせていただく。
会　長	スケジュールについて、質問等はあるか。 （委員からの意見等なし）
会　長	本日のスケジュールはすべて終了した。 以上をもって、本日の会議を閉会とする。 閉会